

# 中国企業の3つの申告サイクル

## 毎月

- 増値税
- 給与の個人所得税
- 源泉徴収税

期限：15日

## 四半期

- 企業所得税の予定納付

期限：四半期末から15日

## 毎年

- 企業所得税の年度確定
- 個人所得税の年度精算

期限：5月31日と6月30日

すべての起点は同じ——課税年度は12月31日に終了

# 中国企業の1年：申告期限カレンダー

## 毎月15日

増値税、個人所得税、源泉徴収税

1月15日

第4四半期の企業所得税予定納付

3月1日～6月30日

個人所得税の年度精算期間

4月15日

第1四半期の企業所得税予定納付

5月31日

企業所得税の年度申告と確定精算

7月15日

第2四半期の予定納付

10月15日

第3四半期の予定納付

## ポイント

各期限の5日前にリマインダーを設定

# 中国の増値税：申告頻度は納税者区分で決まる

## 基準

年間売上高——500万元

## 基準未満——小規模納税者

- 簡易課税
- 税務当局の承認で四半期申告が可能
- 仕入税額控除なし

## 基準以上——一般納税者

- 毎月15日までに申告
- 仕入税額控除あり
- 輸出還付の対象

## 免税

月10万元以下または四半期30万元以下の売上——増値税は発生しない

# 中国の増値税率

**13%** 大半の物品、輸入、加工・修理

**9%** 運輸、建設、不動産、基本的な食品

**6%** コンサルティング、IT、金融・現代サービス

**1%** 小規模納税者の軽減税率、2027年12月31日まで有効

**0%** 物品および一部サービスの輸出、仕入税額の還付あり

# 企業所得税：予定納付と年度確定

## ステップ1

### 四半期予定納付

- 期限：15日（四半期末から）
- 当期の実際利益に基づき計算
- 大規模納税者は月次予定納付に変更される場合あり



## ステップ2

### 年度確定

- 期限：5月31日（年度終了から5か月）
- 中国の認可会計事務所による監査報告書
- 納付済み予定額との照合：追加納付または充当

### 年度申告の税率

|     |                  |
|-----|------------------|
| 25% | 標準               |
| 15% | ハイテク企業（HNTE）     |
| 5%  | 所得300万元以下の小型薄利企業 |

### 重要

申告日時点で認定が失効——税率は25%に戻る

# 企業の毎月の源泉徴収



## 給与の個人所得税

企業が源泉徴収義務者となる

月末から15日以内



## 中国人従業員の社会保険料

同じく月次



## 非居住者への支払いに対する源泉徴収税

配当・利子・ロイヤルティ——10%、租税条約により軽減

翌月15日まで

## 年に1回

居住者の総合所得の年度精算——3月1日～6月30日。183日以上滞在した外国人は必須

# 延滞のコスト

## 1日0.05%

未納額に対する延滞金、期限の翌日から起算

## 50–500%

脱税が認定された場合の罰金幅、さらに監督強化

## 10年

原始証憑と発票の最低保存期間

制裁を科すのは調査官ではなくシステム：「**金税**」 税務・税関・銀行のデータを自動照合

# CONTACTS

VITA LIBERTA LIMITED

**[www.vitaliberta.hk](http://www.vitaliberta.hk)**

Office room 68, 7/F, Woon Lee Commercial Building, 7 Austin Ave, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

**+852 6841 6177**



[legal@vitaliberta.com](mailto:legal@vitaliberta.com)



## Hangzhou office (China):

Room 815, Building 3, Zhonghao Wangjiang International, No. 332 Wangjiang East Road, Shangcheng District, Hangzhou City

Direct line:

**+86 130 7361 7169**